事業主、人事労務担当者の皆様へ

令和８年
１０月１日施行

労 務 管 理 セ ミ ナ ー

～ 同一労働同一賃金・ハラスメント対策の改正について ～

参加無料・先着順・完全予約制（ＷＥＢ申込）

説 明 内 容

◆ パートタイム･有期雇用労働者の雇用管理の改善

雇用形態にかかわらない均等･均衡待遇を確保することを目指す「同一労働同一賃金」の基本と改正法のポイントについて説明します。

◆ ハラスメント対策の改正概要

令和８年10月から、カスタマーハラスメント（カスハラ）対策、求職者等へのセクシュアルハラスメント対策が義務化されます。カスハラ独自の対策もあるため、実務的な措置内容について説明します。



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パゆうちゃん」

開　催　日	会　　場	所　在　地	定　員
① **令和８年9月15日（火）**	さわやかちば県民プラザ 大研修室	柏市柏の葉4丁目3-1	１２０名
② **令和８年9月18日（金）**	千葉県自治会館 大会議室	千葉市中央区中央4-17-8	１３０名
③ **令和８年9月25日（金）**	千葉県自治会館 大会議室	千葉市中央区中央4-17-8	１３０名
④ **令和８年9月30日（水）**	成田国際文化会館 小ホール	成田市土屋303	１００名
⑤ **令和８年10月6日（火）**	千葉県自治会館 大会議室	千葉市中央区中央4-17-8	１３０名

時　間　①～⑤の日程すべて　**１４：００～１６：３０**（開場１３：３０）

お申込方法

参加を希望される方は下記申込みURLまたは二次元コードよりお申込みください。
各社２名まで参加可能です。定員になり次第締め切ります。

申込ＵＲＬ：
https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou12/12kokin_26

主催：千葉労働局

セミナーについてのお問合せ先　千葉労働局　雇用環境･均等室　　電話:043－221－2307

パートタイム・有期雇用労働法

パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが改正され、令和８年10月１日から施行されます！

改正内容

①　雇い入れ時の労働条件明示事項が追加されます。

パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れた時の労働条件明示事項に、現行の明示事項である「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」、「相談窓口」に加え、「待遇の相違等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要となります。

②　同一労働同一賃金ガイドライン」の内容が追加されます。

「同一労働同一賃金ガイドライン」は、どのような待遇差が不合理なのかについて、考え方や具体例などを示したものです。

新しく追加された内容

- 賞与（記載の充実）
- 退職手当（新規追加）
- 無事故手当（新規追加）
- 家族手当（新規追加）
- 住宅手当（新規追加）
- 福利厚生施設（記載の充実）
- 病気休職（記載の充実）
- 夏季冬季休暇（新規追加）
- 褒賞（新規追加）

③　雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わります。

パートタイム・有期雇用労働法では、正社員とパート・有期雇用労働者との間で待遇差がある場合、事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求めがあれば、①待遇差の内容や理由、②法第６条から第13条までの措置を講じるに当たって考慮した事項を説明しなければなりません。

カスタマーハラスメント対策の義務化

「**カスタマーハラスメント**」とは以下の3要素を満たすものです。

①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
③労働者の就業環境を害すること。

事業主は、職場におけるカスタマーハラスメントを防止するため、雇用管理上以下の措置を講じなければなりません。

- **事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発**
- **相談体制の整備・周知**
- **事後の迅速かつ適切な対応**
- **カスタマーハラスメントへの対応の実効性を確保するために必要なその抑止のための措置**

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

事業主は、**求職活動等おけるセクシュアルハラスメント**を防止するための措置を講じなければなりません。

「**求職活動**とは」
求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動。なお、ＳＮＳ等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれる。

例）・企業の採用面接への参加
・企業の就職説明会への参加
・企業の雇用する労働者への訪問
・インターンシップへの参加
・教育実習、看護実習等の実習の受講

「事業主が講ずべき措置」

- **事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発**
- **相談体制の整備・周知**
- **事後の迅速かつ適切な対応**